第 12 回上越地域合併協議会会議録

日時: 平成 16年6月28日(月)

午後2時から

会場:上越市総合体育館

区分	市町村名	役職名	氏名	
規約第8条	上越市	上越市長	木 浦 正 幸	
第1項第1号の委員	安塚町	安塚町長	矢 野 学	
	浦川原村	浦川原村長	原 恒博	
(構成市町村の長)	大島村	大島村長	岩野虎治	
	牧 村	牧村長	中川耕平	
	柿崎町	柿崎町長	榆井辰雄	
	大潟町	大潟町長	渡邉之夫	
	頸城村	頸城村長	関 田 武 雄	
	吉川町	吉川町長	角 張 保	
	中 郷 村	中鄉村長	吉田 侃	
	板倉町	板倉町長	瀧澤純一	
	清 里 村	清里村長	梅澤正直	
	三 和 村	三和村長	髙 倉 英 雄	
	名 立 町	名立町長	塚田隆敏	欠席
規約第8条		上越市議会議長	市川文一	
第1項第2号の委員	上越市	上越市議会副議長	山岸行則	
		上越市議会市町村合併対策特別委員長	小 林 章 吾	
(構成市町村の議会		安塚町議会議長	日下部進	
の議長及び構成市	安塚町	安塚町議会副議長	松 野 惠	
町村の議会が当該		安塚町議会議員	志賀賢一	
構成市町村の議会		浦川原村議会議長	坪 野 要 治	
の議員のうちから	浦川原村	浦川原村議会総務文教常任委員長	武藤政義	
選出する者)		浦川原村議会環境建設常任委員長	石田敏一	
		大島村議会議長	小出俊雄	
	大島村	大島村議会議員	丸 田 伸 一	
		大島村議会議員	早川与五郎	
		牧村議会議長	太 田 修	
	牧 村	牧村議会議員	宮本富男	
		牧村議会議員	横山幸久	欠席
		柿崎町議会議長	新澤明一	
	柿 崎 町	柿崎町議会副議長	平野誠市	
		柿崎町議会市町村合併に関する調査特別委員会委員長	小関信夫	
		大潟町議会議長	村山尚祥	
	大 潟 町	大潟町議会合併問題特別委員会委員長	内山米六	
		大潟町議会議員	俵 木 達	

区分	市町村名	役職名	氏名	
規約第8条		頸城村議会議長	渡 邉 威	
第1項第2号の委員	頸城村	頸城村議会副議長	井 部 辰 男	
		頸城村議会議員	布施兵衛	
(構成市町村の議会		│ │吉川町議会議長	八木一郎	欠席
の議長及び構成市	吉川町	吉川町議会副議長	吉村一博	欠席
町村の議会が当該		吉川町議会議員	橋 爪 法 一	
構成市町村の議会		中鄉村議会議長	山崎新一	
の議員のうちから	中郷村	中鄉村議会副議長	豊岡眞一	
選出する者)		中鄉村議会議会運営委員会委員長	荒川正尊	
		板倉町議会議長	見海健太郎	
	板倉町	板倉町議会副議長	島田武	
		板倉町議会議員	武藤和男	
		清里村議会議長	奥田堅太郎	
	清 里 村	清里村議会副議長	羽深明治	
		清里村議会議員	宮澤一也	
		三和村議会議長	服部誠治郎	
	三 和 村	三和村議会副議長	松縄教一	
		三和村議会議会運営委員会委員長	稲垣健一	
		名立町議会議長	渡辺孝治	
	名立町	名立町議会副議長	畑 虎 夫	
		名立町議会市町村合併に関する調査特別委員会委員長	秦野兵司	
規約第8条		上越商工会議所会頭	田中弘邦	欠席
第1項第3号の委員	上越市	上越市町内会長連絡協議会会長	田中昭平	
		上越市連合婦人会会長	保坂いよ子	
(学識経験者その他の表で構成を取せ		安塚町商工会長	横尾新一	
の者で構成市町村 の長が協議により	安塚町	安塚町区長代表	丸山辰五郎	欠席
必要と認めるも		雪のまちいきいき女性ネットワーク代表	北島敬子	
の)		浦川原村総合計画審議会会長	村 松 研	
	浦川原村	浦川原村まちづくり研究委員会委員	大 滝 勉	
		浦川原村まちづくり研究委員会委員	内山美恵子	
		大島村商工会会長	武田一也	欠席
	大島村	大島村区長代表	岩野修二	
		大島村合併協議会委員	山岸幸子	
		牧村住民会議準備会委員	金井純	
	牧 村	牧村住民会議準備会委員	飯田一郎	
		牧村住民会議準備会委員	江口理恵子	
		柿崎町商工会副会長	八木康博	
	柿 崎 町	柿崎地区区長会長	佐藤洋一	
		柿崎町農業委員 	神岡八江子	
		大潟町商工会長	西田行男	
	-	大潟町区長会代表	小池吉則	
		大潟町教育委員	大浜啓子	

区分	市町村名	役職名	氏 名	
規約第8条		頸城村商工会副会長	上野 學	
第1項第3号の委員	頸城村	元頸城村自治会長協議会会長	大場崇夫	
 (学識経験者その他		頸城村主任児童委員	松縄武女	
の者で構成市町村		吉川町商工会長	荻谷賢一	
の長が協議により	吉川町	吉川町源地区会議会長	中 村 睦 男	
必要と認めるも		吉川町男女共同参画計画策定委員会副委員長	岩井栄子	
0)		中郷村商工会長	塚 原 登	
	中郷村	中鄉村合併検討委員会会長	山 崎 勇	
		中鄉村合併検討委員会委員	杉本優子	
		板倉町商工会事務局長	田中幹夫	
	板倉町	板倉町合併推進委員会会長	宮 腰 英 武	
		板倉町合併推進委員会委員	増 村 恵 子	
		清里村商工会会長	武田和信	
	清 里 村	清里村合併推進委員会会長	福保巧成	
		清里村合併推進委員会副会長	細谷愛子	
		三和村合併推進協議会会長	近藤一郎	
	三 和 村	三和村合併推進協議会副会長	武田美紀	
		三和村合併推進協議会委員	石 塚 賢	欠席
		名立町市町村合併審議会委員長	塚田一三	欠席
	名立町	名立町市町村合併審議会委員	塚田新平	欠席
		名立町市町村合併審議会委員	久保埜朝子	
		上越教育大学副学長	髙田喜久司	
		えちご上越農業協同組合代表理事副組合長	笹川一成	
	共 通	上越青年会議所直前理事長	山岸孝博	
		新潟県総合政策部市町村合併支援課長	岡田伸夫	
		新潟県上越地域振興局長	村山秀幸	

議題

- 1 協議
- (1)構成市町村の合併に関する協議として協議する事項について
 - 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて
 - 各種事務事業の取扱い(その12)
- 2 報告
- (1)新市建設計画について
- 3 その他

午後2時0分 開会

○木浦正幸会長 皆様には、大変お忙しい中にもかかわりもせず、ご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。これより第 12 回上越地域合併協議会を開会させていただきます。

大変申しわけありませんが、場内はこれ以上温度が下がらないということでございますので、どうか上着を脱いでいただきまして、体温を調節していただければありがたいというふうに思っております。

本日は、委員総数 103 名のうち 93 名のご出席でございますので、協議会規約第 9 条第 4 項の規定

によりまして、会議は成立いたしております。

また、会議録署名委員は、協議会の会議の運営に関する規程第3条第2項の規定によりまして、吉川町の吉村委員、中郷村の豊岡委員をそれぞれ指名させていただきます。よろしくお願い申し上げます。

会議に入ります前に、委員の変更がございましたので、ご紹介をさせていただきます。

このたび牧村の太田委員が牧村議会の議長に就任されました。太田委員におかれましては、引き続き委員としてよろしくお願い申し上げます。

また、これに伴い、規約第8条第1項第2号に規定する委員のうち、構成市町村議会のうちから選出する者として、新たに牧村議会から選出されました横山幸久さんでございます。なお、横山委員におかれましては、本日都合によりご欠席となっております。

〔「議長、吉村委員来ておりません」と呼ぶ者あり〕

(O木浦正幸会長	吉村委員、	ただいまおい	ハでになって	ていないとに	ハうことでごる	ぎいますので	、こちら	で精
	査いたしまして	て、後ほど署	8名委員につ	きましてはタ	対応させてい	ハただきます。	よろしくお	願い申し	上げ
	ます。								

- 0 -----

C)木浦正幸会長	それでは、	これより協議	に入らせて	いただきますが	、まず本日の協	議事項につ	いてご
	説明をさせてい	ハただきたい	1と思います。	次第をごら	んいただきたい	1と思いますが、	まず (1)	構成市
	町村の合併に関	関する協議と	して協議する	事項として	、前回ご提案い	たしました議会	の議員の定	数及び
	任期の取扱いる	と各種事務事	掌業の取扱い (その12)を	採決いたしたい	1と思っておりま	きす。	

また、本日は協議事項のほかに、新市の建設計画の県との協議状況につきまして事務局から報告がございます。

- 1 協議 (1)構成市町村の合併に関する協議として協議する事項について
 - 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて
- ○木浦正幸会長 それでは、協議の(1)構成市町村の合併に関する協議として協議する事項のうち議会の議員の定数及び任期の取扱いについてでございます。

 $- \, \cap \, -$

提案につきまして事務局から説明願います。

○高橋克尚事務局長 それでは、事務局の方からの説明をさせていただきますが、前回皆様方にお配りしました記載文案、これ二つございました。これからご説明申し上げますのは、表紙に(5)議会の議員の定数及び任期の取扱いと記載されている方でございますので、こちらをごらんいただきたいと思います。

こちらにつきまして説明ですが、記載文案を読み上げさせていただきまして、説明にかえさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

議会の議員の定数については、市町村の合併の特例に関する法律(昭和 40 年法律第 6 号)第 6 条第 2 項及び第 3 項に規定する議会の議員の定数に関する特例を適用することとする。

特例の期間における上越市の議会の議員の定数は 48 人とし、編入される町村の区域ごとに選挙区を設け、議員の定数を柿崎町 3 人、大潟町、頸城村及び板倉町各 2 人、安塚町、浦川原村、大島村、牧村、吉川町、中郷村、清里村、三和村及び名立町各 1 人とする増員選挙を行うこととする。

特例の期間は、上越市の議会の議員の残任期間に相当する期間及び合併後最初に行われる一般選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間とする。

以上でございます。

○木浦正幸会長 それでは、議会の議員の定数及び任期の取扱いにつきましてご意見あるいはご質問等 ございましたらお願いいたしたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○木浦正幸会長 それでは、議会の議員の定数及び任期の取扱いにつきまして採決いたします。このこ

とにつきまして原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○木浦正幸会長 ご異議なしと認めます。

よって、議会の議員の定数及び任期の取扱いにつきましては原案のとおり決しました。

_____O ____

- 1 協議 (1)構成市町村の合併に関する協議として協議する事項について
 - 各種事務事業の取扱い(その12)
- ○木浦正幸会長 続きまして、各種事務事業の取扱い(その 12)についてでございます。 提案につきまして事務局より説明願います。
- ○高橋克尚事務局長 それでは、前回の協議会におきまして事前に配付させていただきました協議書、こちらをごらんいただきたいと思います。表頭の方には、(15)各種事務事業の取扱い(その 12)と書かれているものでございますので、こちらをごらんいただきたいと思います。あわせて別冊の資料もごらんいただければと思います。こちらにつきましても合併協定書記載文案を読み上げさせていただいて、説明にかえさせていただきます。

別冊、事務事業一覧(その12)1ページの1件の事務事業については、合併時から上越市の制度に 統一する。

別冊、事務事業一覧(その12)2ページの1件の事務事業については、合併後、段階的に上越市の制度に統一する。

以上でございます。

○木浦正幸会長 先ほどの会議録署名委員につきまして、本日吉川町の吉村委員は急遽ご欠席でございましたので、板倉町の島田武委員からよろしくお願いしたいと思います。

それでは、ただいま説明させていただきました各種事務事業の取扱い(その12)につきましてご意見あるいはご質問等ございましたらお願いいたしたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○木浦正幸会長 それでは、各種事務事業の取扱い(その12)につきまして採決いたします。このこと につきまして原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○木浦正幸会長 ご異議なしと認めます。

よって、各種事務事業の取扱い(その12)につきましては原案のとおり決しました。

以上をもちまして構成市町村の合併に関する協議として協議する事項をすべて決定することができました。改めて委員の皆様方のご協力に感謝申し上げたいというふうに思っております。

2 報告 (1)新市建設計画について

- ○木浦正幸会長 続きまして、報告事項ということでございますが、新市建設計画の県との協議状況に つきまして事務局より報告がございます。
- ○高橋克尚事務局長 それでは、本日机の上にお配りしておきました資料に基づきまして説明をさせていただきます。こちらにつきましては、前回の法定協議会でも中間報告という形で説明をさせていただきましたが、今回県の指導あるいは指摘を踏まえまして修正したもので、去る 25 日に県知事さんまでお認めいただいて、ご了承を得たものでございます。そちらについてご説明を申し上げます。

まず、お手元にお配りしました報告資料という右肩に書いてございますが、新市建設計画の案、こちらでございますが、こちらはその修正等々も含めた形でごらんいただくものでございまして、何が変わったかということでご報告申し上げますと、次の参考資料1というのを右上に書いてございますA3判横型のこちらをごらんいただきながら、説明させていただきます。

まず最初に、20ページの欄でございますが、前回ご説明したとおり、市町村地域福祉計画の策定と

いうことで位置づけが必要であるということで、今回新市建設計画の中に改めて明記をさせていただきました。あわせまして、ページ数がずれることによりまして、27 ページというところを 28 ページというふうに変更にした部分がございます。

続きまして、26 ページの欄をごらんいただきたいと思います。廃棄物処理施設整備事業、こちらを 削除したわけでございますが、前回ご説明申し上げましたとおり、あくまで今回は県が事業主体とな る事業を位置づけるというお約束でございますので、第三セクターで予定をしております事業につい ては、今回のこの新市建設計画上からは落としていただきたいということで落とさせていただきまし た。これについて全くしないというわけではございませんので、この点だけご了承おきいただきたい というふうに思っております。

続きまして、特定環境保全公共下水道事業、こちらでございますが、今の段階で県さんの方で県が 事業主体となるか、まだ不透明でございますので、それについては県の事業ということではなく、公 営企業事業という形で位置づけていただきたいというご指摘がございまして、県事業から削除いたし まして、一般の公営企業事業である下水道事業に取り込むという形で修正をさせていただいておりま す。

続きまして、27 ページでございますが、こちらは先ほどの市町村地域福祉計画の策定ということで 文言の追加をしたものでございます。こちらにつきましては、前回の法定協の際にご説明申し上げま したとおりですので、割愛させていただきます。

続きまして、29 ページの欄でございますが、それに伴う一覧表の中に位置づけるということで、新たに規定をさせていただいたものでございます。

続きまして、33 ページの欄でございますが、ほ場整備事業を経営体育成基盤整備事業という形で改めましたということでございます。これは平成15年度におきまして、国、県におきましてほ場整備事業と土地改良総合整備事業、こちらを統廃合いたしまして、経営体育成基盤整備事業ということで創設されたことに伴いまして、事業名の整理をしたものでございます。

続きまして、農地防災排水事業は、前回ご説明申し上げましたとおり、同種であるかんがい排水事業、こちらの方に位置づけるということでございますので、ここの部分削除させていただきました。

次の 41 ページのところでございますが、河川改修事業、こちらを河川整備事業というふうに表記を改めさせていただきました。これは包含する河川整備事業の一つということでございますので、包含する河川整備事業という形で事業名を表記させていただいたということでございます。

続きまして、41 ページの表の部分でございますが、災害に強いまちづくりに、例えば地域防災対策総合治山事業等々、これらの事業、あるいは消融雪施設整備事業等々、こちらにつきましては、この災害に強いまちづくりに該当する事業であるので、こちらの方に明記をしていただきたいという話がございましたので、再掲という形でここに登録をさせていただいたものでございます。

新旧対照表の裏面、こちらにも書いてありますが、こちらの方を若干説明申し上げます。41 ページの部分につきましては、先ほど申し上げましたとおり、特定環境保全公共下水道事業、こちらを削除するというものでございます。

44 ページに関しましては、先ほどの廃棄物処理施設整備事業と特定環境保全公共下水道事業、これを一覧表の方から除かせていただいたということでございます。

続きまして、ほ場整備事業を先ほどの経営体育成基盤整備事業に改める、あるいは農地防災排水事業、こちらをかんがい排水に持っていくということで削除ということで整理をさせていただきました。 45 ページにつきましては、先ほどの河川改修事業を河川整備事業ということで改めさせていただきまして、特定環境保全公共下水道事業については削除という形で整理をさせていただいたものでございます。

52 ページについては、下記を参照ということで、こちらについては財政計画でございます。説明につきましては、前回の中間報告で説明申し上げたとおりでございますが、歳入の部におきましては地方税の部分、あとその地方税の増収に係る交付税の減あるいは合併特例債の元利償還金での交付税措

置額分の影響額を加味させていただきましたし、分担金及び負担金、こちらにつきましては広域行政 組合が構成市町村からいただいていた負担金を今回上越市になるわけでございますので、重複計上し ていたため、この部分を控除させていただいたものでございます。繰入金につきましては、歳入歳出 の調整をさせていただいたという形になります。

同じように歳出でございますが、人件費の分で広域行政組合の人件費の抑制でございますが、これは一般会計で見込んでおります職員の減に応じた形で広域行政組合の人件費も抑制するという形で調整をさせていただいたものですし、維持補修費につきましては、今し尿処理あるいはごみ焼却場等々の維持修繕、こちらの方を追加で上げさせていただいたものでございます。補助費等につきましては、その組合へ負担金として出していたものを今回は上越市自体が事業主体になりますので、補助金として出す必要はないということで、その分は割愛をさせていただいたということでございます。合わせまして、余剰分を積立金として上げていた部分がございますが、そちらの調整をさせていただいております。

これが新市建設計画の方の修正部分の報告でございまして、それ以外にきょうお配りしていたもの、参考資料2というものがございます。こちらは新市建設計画に登載すべき事業ということで、小委員会の議論を経まして皆様方にご報告申し上げた一覧表の今の段階でのバージョンでございます。直ったのはどこかといいますと、次の参考資料2-1という形で別紙で書いておりますが、先ほどと基本的には同じでございますが、一番最初の1ページの5行目の自治基本条例につきましては、当初(仮称)住民自治基本条例という形だったのですが、協議会や小委員会における議論を踏まえまして、間違いのないように自治基本条例という形での名称の見直しをさせていただいたというものでございますし、それ以外につきましては、先ほどの新市建設計画と基本的には同じでございまして、第三セクター事業を削除しました。

次は、これは文言整理でございまして、学童保育施設、これを一般的にほかの類似の事業の方では 放課後児童クラブという形で表記しておりますので、そこで表現の整合性をとったということで直さ せていただいたものでございます。

次の2ページのほ場整備事業を経営体育成基盤整備事業に直していただいたというところと、農地防災排水事業、こちらについてはかんがい排水事業に改めて含めて位置づけるということでございますし、4ページにつきましては河川改修事業を河川整備事業、あるいは特定環境保全公共下水道事業については公営企業事業に位置づけるというところで修正がなったものでございます。

最後、参考資料の 3、こちらの方をごらんいただきたいと思いますが、こちらにつきましては新市の施策及び事業に関する小委員会からご報告があった部分の各地域別の一覧表でございます。こちらの方も修正もあわせて行っております。どこが具体的に変わったかといいますと、次の参考資料 3-1 という形で整理をさせていただきました。まず、1 ページ目でございますが、先ほどの一覧表と同様に、自治基本条例という形での表記に改めさせていただいたというものがまず1点でございます。

その次でございますが、大島村さんの方から上げられていました棚田保全整備事業、こちらの方に 田園自然環境保全整備事業に該当する事業があるということでご指示がありまして、これは別に一つ 立てて、新たな位置づけが必要ということで、その棚田保全事業の中からそこの部分だけ抜き書きを させていただいて、事業名を追加させていただきました。これに伴う事業費等の変更はございません。

続きまして、産業廃棄物最終処分場整備事業、こちらにつきましては第三セクターが事業主体ということで削除をさせていただいたということでございます。

2 ページの方でございますが、学童保育施設、こちらの方の表現を放課後児童クラブということで修正をさせていただいたということでございます。

次、3 ページでございますが、ほ場整備事業を経営体育成基盤整備事業という形で整理をさせていただいたほか、かんがい排水事業、こちらは先ほどの農地防災排水事業から振りかえるということでございますので、農地防災排水事業、こちらの方を削除させていただいて、抜けていた上越市、柿崎分をかんがい排水事業という形で位置づけをさせていただいたということでございます。

2ページの頭についても、その先ほどの説明の農地防災排水事業の説明になっております。

続きまして、53 行部分でございますが、林道整備事業、これは浦川原さん分の県事業が追加になっております。理由といたしましては、建設計画の計画期間内、こちらの中で県が事業主体となって実施する見込みとなったことから、改めて新規に追加するということになりました。

続きまして、4 ページでございますが、観光農園整備事業、小・中学校施設整備事業、こちらでございますが、名立さんの方から地域振興助成金、こちらを財源といたしまして、登録いただいたものでございますが、県の方からこれにつきましては電力会社さんの方からの負担をいただくということで、これは2年に1度交渉した上で設定されるものでございますので、10年間というスパンの中で、これをあらかじめ見込んでいただくのは適切ではないということで、今回の新市建設計画には盛り込まないという形になったものでございます。当然こちらにつきましては、電源施設立地に伴う助成金でございますので、万が一これについていただいた部分については、名立さんの方でお使いいただくという整理でございますが、新市建設計画上は今回は落とさせていただくという整理でございます。

続きまして、6ページでございますが、河川改修事業を河川整備事業に改めさせていただきました。 なお、一番下の名立さんの部分でございますが、計画期間内に事業実施が困難であるということから、今回の計画からは削除していただきたいという話がありましたので、整理をさせていただきました。

続きまして、3ページでございます。6ページ部分の改正でございますが、特定環境保全公共下水道事業、こちらを削除させていただいたということでございますし、7ページの上越魚沼地域振興快速道路、こちらにつきましては区間のところをごらんいただきたいと思いますが、三和村~大島村間を三和村~安塚町間に修正していただきたいということでございます。これはなぜかといいますと、安塚と大島村の間の事業につきましては、ルート確定に時間を要しまして、建設計画期間内に事業着手が困難であるということで、今回の記載については安塚町さんまでにしていただきたいというお話がございまして、その点修正をさせていただいたものでございます。

続きまして、自歩道整備事業の清里さん分でございますが、こちらを削除。これはなぜかといいますと、事業採択がなされまして 16 年度中にもう完了するということでございますので、新市建設計画上からは落とすということでございます。

続きまして、8 ページでございますが、安塚さんの方で地域ケーブルテレビ施設整備事業でございますが、こちらにつきましては16 年度中に採択されまして完了するということでございますので、こちらも削除させていただきました。つきましては、これに伴います運営費、こちらを新たに計上させていただきまして、なおかつもう一つでございますが、移動通信用鉄塔施設整備事業という形でもう一つ代替として事業を追加させていただいたというものでございます。

以上、事業関係の説明は終わりますが、最後に参考資料 4、こちらをごらんいただきたいと思います。こちらにつきましては、ちょっと詳しい話になってしまいますが、52ページにございます財政計画、こちらをつくった際のどういう設定の上で財政計画を見込んだかというものでございます。これは昨年来、上越市等々でシミュレーションさせていただいたのをもとに作成してございます。こちらにつきましては、内容たくさんでございますので、それぞれ時間のあるときにごらんいただければと思います。

事務局からは以上でございます。

- ○木浦正幸会長 ただいま事務局からの報告につきまして、ご質問あるいは疑義のある点等、ご疑問が ございましたらお願いいたしたいと思いますが、いかがでしょうか。 はい、どうぞ。
- ○宮澤一也委員 清里の宮澤でございます。

一つお尋ねをしてみたいのは、産業廃棄物関係の施設が県の事業でないと、第三セクターですので、 今回の事業計画からは外れたということでございますが、これは非常に微妙な問題だろうと思うんで す。地域の理解を得なければできないということで地域理解をいただいていない。その中で、県の事 業計画に上がったので、これどうなのかなと個人的には思っておりましたが、今回この計画からは削除されるということでございますが、ただ決してつくらないでいいという施設ではないわけです。非常に大切な施設なわけです。いずれ何らかの形でやるんだという説明はございましたんですが、このことについてもう少しどのような形で、どのような計画でいかれるのか説明をいただきたいと思います。

- 〇木浦正幸会長 事務局。
- ○高橋克尚事務局長 今お話し合いさせていただきます合併協議会といたしましては、今ほど新市建設計画の策定ということで、これを作成する段階で事前に県と協議をしなければならないという法律上の制約がございますので、その観点で協議を進めさせていただいているものでございます。今おっしゃった廃棄物処理施設整備事業等々につきましては、本来合併に伴わないレベルでの当然の施策として考えるべき話でございますので、今回の合併協議、新市建設計画上は県の方の事業ということで位置づけをせず、第三セクターの事業として今後それぞれ必要に応じて協議を進めていくということでございますので、今回についてはそういうことでご理解いただきたいというふうに思っております。
- ○木浦正幸会長 はい、どうぞ。
- ○宮澤一也委員 そのことは十分承知しているはずなのです。

ただ、この新市の計画の中で、やはりやらなければならないということで上がっていたわけです。 しかしながら、それがなくなるということですから、そのことに対して今県との協議で云々という問 題ではなくて、やはり上越地域全体としてどのような対応でいくのかということが基本的に決まって いなければならないだろうと私は思うわけです。そういう意味で、質問したつもりでございます。

○木浦正幸会長 今県との協議の中で、この県の事業の中に載せるということについては、県の方からの申し出について、そのとおりであるということから、そこから省いているわけでございまして、決してやらないということではございませんし、今委員がおっしゃられたように大変重要な問題でございますので、その対応というのは当然のことながら、廃棄物処理施設につきましては進めていかなければならないというふうに思っているところでございますので、今の県との協議の中の計画には載りませんけれども、きちんと位置づけてやるということは確かでございますので、そのようにご理解を賜りたいというふうに思っております。

そのほかご質問の点、ございますでしょうか。よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○木浦正幸会長 それでは、この新市建設計画につきましては、この内容で県との正式協議に入らせて いただきたいと思っております。

なお、この正式協議の完了後、次回第 13 回協議会におきまして新市建設計画を決定をさせていた だきたいというふうに考えておるところでございますので、ご承知おきをいただきたいと思います。

3 その他

○木浦正幸会長 それでは、3のその他の項ということでございますが、委員の皆様方からその他の項で何かございますでしょうか。よろしゅうございますか。

 $--- \cap -$

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- ○木浦正幸会長 事務局から何かございますか。
- ○高橋克尚事務局長 それでは、今配付させていただきますので、ちょっとお時間いただきたいと思います。

〔パンフレット配付〕

○高橋克尚事務局長 それぞれのお手元に行き渡ったでしょうか。

ただいまパンフレットを配付させていただきました。こちらにつきましては、すべての市町村の全戸に配布するためにつくらせていただいた合併協議の結果ということで作成させていただきました。こちらにつきましては、なるべく市民の方、住民の方にわかりやすくという観点で、抜粋した形でい

るいろな表記をさせていただきました。したがいまして、網羅的に入っておりませんが、そこは住民の方に密接な関係のある、まずは事務事業の調整といたしましてくらし編、グリーンの方、こちらをつくらせていただきました。次のまちづくり計画編、これが先ほどの新市建設計画の部分でございますが、こちらの抜粋の具体的なものを表記したものでございます。こちらにつきましても、紙面に限りがありますことから、基本的に市の事業を中心に取り上げさせていただきまして、具体的にどのような方向の事業を行うかということで、説明用につくったものでございますので、何分表記の仕方について若干の疑義があるかもしれませんが、そこはわかりやすさを追求したということでご承知おきいただきたいと思います。こちらにつきましては、あす以降、それぞれの自治体さんの全戸に配布するべく手続等々を進めさせていただきます。早いところはあした、遅くとも数日中には皆さんのお手元に届くのではないかというふうに思っております。

なお、こちらの内容につきましては、きょうお認めいただいたものすべて反映させてございますので、この内容で多くの方にお示ししてご説明をさせていただければというふうに思っております。パンフレットについては以上でございます。

続きまして、事務局の方から次回の開催についてお知らせをさせていただきたいと思います。次回、第 13 回の協議会でございます。7 月の 23 日の金曜日でございますが、こちらは若干ちょっと時間を早めまして午前 10 時から上越市の厚生南会館で開催いたしたいと考えております。こちらにつきましては、改めてご案内申し上げますが、委員の皆様方には今からご予定の確保の方をぜひお願いいたしたいというふうに思っております。次回の協議内容といたしましては、先ほどもご説明申し上げましたとおり、正式協議ということで県の方との協議を踏まえまして、新市建設計画をこの合併協議会として正式にご決定いただくという手続で予定してございます。

事務局からは以上でございます。

- ○木浦正幸会長 それでは、その他の項ということで……はい。
- ○宮澤一也委員 今新市の事業計画を次の協議会でやるということでございますが、非常に膨大な資料だと思うのですね。約 50 ページの資料になるわけですが、それはいつまでにお配りいただけるんでございましょうか。
- 〇木浦正幸会長 はい、事務局。
- 〇高橋克尚事務局長 きょうお配りしたものが、県との正式協議になるものでございますので、こちら をごらんいただきたいということです。
- ○木浦正幸会長 その他、よろしゅうございますね

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○木浦正幸会長 それでは、本日をもちまして構成市町村の合併に関する協議として協議する事項をすべて決定することができました。改めまして委員の皆様方のご協力に心から感謝申し上げたいと思っております。新市の建設計画につきましては、県との協議を進め、次回に正式に決定させていただきたいというふうに考えております。皆様方、いましばらくご協力のほどお願い申し上げたいと思います。

以上をもちまして第 12 回上越地域合併協議会を閉会とさせていただきます。ご協力大変ありがとう ございました。

午後2時35分 閉会

上越地域合併協議会の会議の運営に関する規程第3条第2項の規定により署名する。

会長 上 越 市 長

中郷村議会副議長

板倉町議会副議長